

第22回一関市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和5年6月19日
 告示番号 第13号
 会議年月日 令和5年6月26日
 会議の場所 川崎農村環境改善センター
 出席委員 別紙のとおり
 欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職員

事務局長 阿部 徹
 局長補佐 佐藤 正浩
 企画係長 浅岡 栄嗣
 主任主査 千葉 久和

本日の案件 第22回一関市農業委員会総会提出議案のとおり
 開会時刻 午後1時35分

議長	本日の出席委員は24名であります。 定足数に達しておりますので、第22回一関市農業委員会総会を開会いたします。
議長	行事報告については、お手元に配布してある総会後の事務連絡の資料に綴り込んでおりますので、ご了承願います。
議長	議案審議に入る前に、お諮りいたします。 議事録署名委員並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議長	異議なしとのことですので、一関市農業委員会会議規程第13条の規定により議事録署名委員に23番 鈴木 勝委員、24番 鈴木 弘也委員を指名いたします。 書記には、浅岡係長、千葉主任主査を指名いたします。
議長	審議に入ります。 「報告第49号 農政専門委員会の報告について」を議題といたします。 佐藤多賀幸農政専門委員会委員長に報告を求めます。
佐藤多賀幸農政専門委員会委員長	第6回農政専門委員会の協議結果について概要を報告します。 開催日時は、令和5年5月25日木曜日午後3時40分から川崎農村環境改善センター4階会議室において、私ほか委員10名、事務局 阿部事務局長、佐藤局長補佐、浅岡企画係長で行いまし

た。

協議内容は、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正案について、事務局から次のとおり説明がありました。

新制度の農業委員会では、農地等の利用の最適化の推進が農業委員会の最重要必須事務として位置づけられ、本指針は委員の改選の時期に合わせ見直しを行っており、令和3年11月25日に改正したものであるが、令和5年4月1日施行の農業委員会等に関する法律や農業経営基盤強化促進法等の改正に伴い、全国農業会議所で作成した指針の参考例を基に、指針の文言や目標数値について見直しを行うものである。

委員から、現実とかけ離れていると感じるところもある。中山間地などで受け手がなく、耕作されずに数年たち解消困難となった農地を非農地判断するなど、地域として残していかなければならない所と、農地の活用が難しいところを分けていくことになる。

また、地域計画に違和感を感じ、若い人たちは集落から出て行っている現状であり、担い手に全て耕作を任せることになると、農家離れに拍車がかかるのではないかと懸念している。

都会の方が相続した場合、農地はいらないという方もおり、相続放棄が現実が増えている。遊休農地の解消目標にある管内の農地面積と担い手への農地利用集積目標にある管内の農地面積の考え方が違うようなので統一してほしい。

現状の指針では人・農地プランの作成と見直しに協力するとなっていたものを、地域計画の作成と見直しに主体的に取り組むとなっているが、農業委員会の役割は目標地図の素案の作成であり、地域計画の作成は市が行うのではないかと懸念している。

以上のような質問・意見があり、管内の農地面積についてと、主体的に取り組む部分について事務局で確認することとし、この改正案の内容で可としました。

以上のとおり報告します。

議 長

以上で「報告第49号」の報告を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長
議 長

なければ、報告第49号の質疑を終わります。

次に、「報告第50号 農地専門委員会の報告について」を議題といたします。

佐藤 繁 農地専門委員会委員長に報告を求めます。

佐藤 繁 農地専門委員会委員長

第4回農地専門委員会の協議結果について概要を報告します。
開催日時は、令和5年6月19日月曜日13時30分から一関市役所川崎支所 2階多目的室において、私ほか農地専門委員10名、事務局 阿部局長、佐藤局長補佐、濱主事で行いました。

協議内容は、(1)令和5年度農地パトロール（利用状況調査）及び荒廃農地調査実施要領等についてであります。

協議事項は、次の点について審議を行いました。

(1)令和5年度農地パトロール（利用状況調査）及び荒廃農地調査実施要領等については、各種資料により事務局の説明後に審議しました。その結果、原案のとおり実施することとしてよい旨、また、引き続き現地にたどり着けない場所への措置として航空写真の利用を可とする旨を確認しました。

そのほか、来年以降の農地の日の活動や相続登記の申請義務化、太陽光発電に関する周辺農地への影響についてなどの意見交換や、現在問題となっている石灰砂礫による農地への盛土についての情報共有など、活発な話し合いが行われました。

以上のとおり報告します。

議 長

以上で「報告第50号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長
議 長

なければ、報告第50号の質疑を終わります。

次に、「報告第51号 専決処分の報告について」を議題といたします。

局 長

事務局の説明を求めます。

3ページをお開き願います。

報告第51号、専決処分の報告についてご説明いたします。

農地法第3条の3の規定による相続の届け出について、専決処分しましたので農地法関係事務処理要領第3の3の規定に基づき報告するものです。

4ページをご覧ください。

専決処分書ですが、一関市農業委員会事務処理規程第8条の規定により、次のとおり専決処分したものであります。

専決処分した内容につきましては、先月の総会以後の相続による届け出に対し、審査の結果、適法と判断し受理と決定したもので、記載の第1号から12ページの第22号までの22件、22名の方からの届け出であり、専決処分の日は令和5年6月16日であります。

この専決処分につきましては、農地法の許可が不要な相続などで、農地等の権利を取得したことの届け出に対し、農業委員会は、速やかに届け出書の法定記載事項が記載されているかどうかを検討し、その届け出が適法であるかどうかを審査して、その受理又は不受理を決定し、届け出を受理したときは、遅滞なく受理通知書その届け出者に交付する、と規定されていることから、会長において専決処分を行い、届け出者に対し、それぞれ受理通知書を送付したものであります。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「報告第51号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長
議 長

なければ、報告第51号の質疑を終わります。

次に、「報告第52号 農地現状変更届出の報告について」を議題といたします。

局 長

事務局の説明を求めます。

13ページをご覧ください。

報告第52号 農地現状変更届出の報告についてご説明いたします。

これにつきましては、一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱に基づく届出であり、記載の第1号から第4号までの4件、6筆の現状変更届出を受理しましたので、一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第4の規定に基づき報告するものです。

なお、届け出者には、届け出書受理後、審査のうえ、現状変更する農地に掲示する農地現状変更届出済標を交付しているほか、担当地域の農業委員及び農地利用最適化推進委員に対し、届け出の内容について通知しておりますので、担当委員の方には随時現地確認をお願いいたします。

届け出に係る土地の所在地、届け出人等につきましては議案に記載のとおりですが、現状変更の理由は、耕作の利便性を図るための盛土及び牧草の作付けが3件、農業用施設の整備が1件となっております。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「報告第52号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長

なければ、報告第52号の質疑を終わります。

議 長

次に、「議案第 149 号 一関農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局 長

14ページをご覧ください。

議案第149号 一関農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、議案の内容をご説明いたします。

15ページをご覧ください。

一関市長から一関市農業委員会会長に対し、一関農業振興地域整備計画の変更に係る協議がありましたので、意見を求めるものです。

この議案は、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、一関農業振興地域整備計画について、市が概ね5年に一度の見直しを行い、今後10年間の農業振興の方向を定めることとされていることから、計画書案のとおり変更しようとするものです。

本日は、担当課であります農林部農政推進課の職員から、まず初めに計画書案の変更内容についてご説明いただきますので、議案第149号別冊の資料を準備願います。

以上で説明を終わります。

議 長

本件につきましては、内容説明のため、市長へ農政推進課職員の出席を要請しております。

担当課である農政推進課 千葉主査から一関農業振興地域整備計画案の内容について、説明をお願いします。

農政推進課
千葉 主査

農林部農政推進課の千葉と申します。

本日は、お忙しいところお時間をいただきまして、ありがとうございます。

農業委員の皆様には、日頃から農政の業務にご協力をいただきまして、感謝申し上げます。

今回の議案に提出いたしました一関農業振興地域整備計画の変更につきましては、農業振興地域の整備に関する法律により、農業委員会の意見を聞くことと定められていますので、本日の総会でご意見を伺うものです。

それでは、農振計画の変更について、ご説明いたします。

資料ですが、3つございます。

1つ目は、議案書16ページの農用地利用計画の変更概要、2つ目は、右上に農用地利用計画の変更概要追加資料と印字している変更概要の内訳、3つ目は、右上に議案第149号別冊と印字があります計画書案でございます。

それでは、主な変更内容等について、説明させていただきます。

概要書の1ページをご覧ください。

今回の農振振興計画の変更の理由ですが、農業振興地域整備計画は、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、おおむね5年に一度の見直しを行い、今後10年間の農業振興の方向を定めることとされています。

市では、平成30年4月に農振計画を策定しておりますが、その後、市総合計画基本構想及び後期基本計画など各種計画の策定、農地中間管理事業など新たな施策の実施、編入・除外・用途変更による農用地区域の変更などに伴い、農振計画を変更するものでございます。

計画書案の1ページをご覧ください。第1 地域の振興方向です。

(1) まちづくりの基本方向についてですが、市総合計画基本構想を平成27年3月に策定したことに伴いまして、まちの将来像を実現するための5つの目標を、枠の中に記載しております。

2ページです。

(2) 基本的な農業振興の5行目ですが、農業経営基盤強化促進法の改正により、これまで、人・農地プランの作成を行う地域農業マスタープランから、地域のあるべき姿や地域の中心となる経営体を明確化した地域農業経営基盤強化促進計画を各地域や集落単位において策定することとなり、農地の集積・集約化など生産性の高い農業経営の目標を実現に向けた取組を行うなどの内容を追加しております。

3ページです。

作目別の取組みについてです。

①水稲の下段の、「さらに～」という部分ですが、生産者の経営安定を図るため、直播栽培やスマート農業生産技術等の生産技術や促進について、記載しております。

②園芸、麦、大豆、飼料作物の4行目ですが、新たな園芸品目の産地化、西洋野菜の取組と、山間地域でナタネ、エゴマ等の地域に適した生産振興について、記載しております。

4ページです。

2 計画の特色ですが、市総合計画後期基本計画を令和3年度から7年度まで策定したことに伴いまして、農林業の施策に基づく農業振興を図るため、施策の内容を、4ページから6ページの

枠の中に記載しております。

7ページです。

第2 農用地利用計画です。

8ページです。

中段に農業振興地域の表がありますが、区分ごとに、現在と目標の面積を記載しております。

目標は令和12年としておりますが、これは、令和3年8月に県が策定した農振整備基本方針の目標と同じ年としております。右側の合計面積90,271haに変更はありませんが、内訳を変更しております。

主な項目ですが、左側の農用地面積は、現在21,539haに対し、目標21,410ha、129haの減少としております。これは、県の令和12年の農用地維持の目標率99.4%を掛けた数字としております。

また、農業用施設用地は、これまでの市の伸び率を踏まえ、現在145haに対し、目標175ha、30haの増加としております。

9ページです。

表の部分ですが、2ha以上の農業用施設用地は、農用地区域に設定することと県の方針で定められており、農業用施設の名称を記載しております。

10ページです。

中段に農用地区域の表がありますが、区分ごとに、現状と将来の面積を記載しております。

農用地区域は、青地とも呼ばれていますが、除外や編入申請などが必要となる土地でございます。

目標は、先ほどと同様に、令和12年としております。

左側の農地面積は、現況19,018haに対し、将来18,903ha、115haの減少としております。先ほどと同様に、県の目標率99.4%を掛けた数字としております。また、農業用施設用地も同様に、これまでの市の伸び率を踏まえ、現況145haに対し、目標167ha、22haの増加としております。右側の合計ですが、現況19,163haに対し、将来19,070ha、93haの減少としております。

11ページです。各地域の取り組みについて、8地域ごとに12ページまで記載しております。

13ページです。

第3 農業生産基盤の整備開発計画です。

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向」の中段、「また～」という部分ですが、国・県・市の事業を活用した支援の内容につ

いて、記載しております。

その下の各地域の取り組みについては、今後の土地基盤整備事業の計画と合わせ、15ページまで、地域ごとに記載しております。

16ページです。農業生産基盤整備開発計画ですが、現在行っている事業及び今後計画している事業について、まとめて記載しております。

18ページです。

第4 農用地等の保全計画です。

1の(2)農地保全と耕作放棄地の拡大防止ですが、②から④までは、国の交付金を活用した支援について、現在の内容を記載しております。

19ページから20ページまで、2 農用地等保全整備計画の表ですが、現在行っている事業及び今後計画している事業について、記載しております。

21ページの3の(2)農地保全と耕作放棄地の拡大防止ですが、②では、平成28年11月に認定された、照井堰用水の世界かんがい施設遺産について、(3)鳥獣被害の対策では、農作物の被害軽減について、記載しております。

計画書は22ページです。

第5 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画です。

23ページから24ページまで、農業経営の指標ですが、令和4年2月に農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を策定したことに伴いまして、内容を変更しております。

23ページに記載しております集積目標ですが、令和12年度におおむね85%を目標としております。

25ページです。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策の(1)では、地域農業経営基盤強化促進計画について、記載しております。

26ページです。

(5)では、農業者の経営管理能力の向上支援の取り組みについて、記載しております。

27ページです。

第6 農業近代化施設の整備計画です。

1 農業近代化施設の整備の方向の、「また～」という部分で

すが、現在、国・県・市で実施している事業について、記載しております。

その下の各地域の取り組みですが、27ページから28ページまで、地域ごとに記載しております。

29ページです。

2 農業近代化施設整備計画について、中心経営体の行う生産施設等の整備支援について、記載しておりますが、具体的な整備計画が決定していないため、掲載しておりません。

30ページです。

第7 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画です。

3 農業を担うべき者のための支援の活動ですが、①から⑥までは、新規就農者などへの支援について、⑦は、農村定住・就農支援員の活動について、現在の内容を記載しております。

31ページです。

⑧は、女性農業者への支援について、⑨は、定年帰農・定年後就農などへの支援について、記載しております。

32ページです。

第8 農業従事者の安定的な就業の促進計画です。

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標について、農業者等が行う6次産業化は～の部分ですが、6次産業化の農商工連携と、平成31年1月から開始された国の収入保険制度の周知及び経営管理能力向上への支援について、記載しております。

33ページです。

第9 生活環境施設の整備計画です。

2の(2)農村との交流の促進ですが、①は、平成28年4月に国が創設した食と農の景勝地について、②は、産地直売活動への支援について、記載しております。

34ページです。

④は、地域活動への支援、その中では緑のふるさと協力隊・農村地域づくり活動支援員による活動について、⑥は、地産地消と食育の取り組みについて、⑦は、地産外商の促進への取り組みについて、それぞれ記載しております。

35ページです。

一番上の②は、世界農業遺産認定への取り組みについて、3の②では、平成28年10月に認定されたバイオマス産業都市構想について、それぞれ記載しております。

計画書本体の説明は、以上です。

次に、議案書の16ページをご覧ください。

農用地利用計画の変更概要についてを説明いたします。

今回変更を行う農用地の面積は、(2)農用地利用計画の変更に記載しております。

内訳ですが、除外により216.4haの減少、編入により3.8haの増加、差引きで212.6haの減少としております。

細かい内訳につきましては、17ページに記載しております。

主な内容ですが、一番上の除外申請の38件、41,112.91㎡の減少、下から2つ目、編入の36件、38,098㎡の増加分につきましては、中山間地域等直接支払制度協定農用地に加入、土地改良施工区域、農業用施設となっております。

変更の中で、一番大きいところは、上から5つ目、非農地証明で、1,259件、1,940,043.28㎡の減少としております。

これは、平成29年度から令和3年度までの非農地証明のうち、農用地区域内の農地について、5年に一度の変更に合わせて除外するものです。

各項目の農地の明細につきましては、18ページから24ページまでと、追加資料1～43ページに記載してあります。

また、追加資料44～45ページには、平成29年の農振計画変更時の概要を参考として添付しております。

そのほか、資料には記載しておりませんが、今後のスケジュールを説明いたします。

現在、県と事前協議を進めておりますほか、いわて平泉農業協同組合、一関地方土地改良区協議会、一関地方森林組合に対し、現在、意見照会を行っているところでございます。

来月中には「公告」という手続きを行い、縦覧・異議申立期間を45日間設けることとなっております。

異議申立が無かった場合は、県に正式な申請を行います。県から同意の回答を得て、市で決定するという流れとなっております。

最終的な決定の時期ですが、最短で10月末となる予定でございます。

以上、説明を終わります。

ありがとうございました。

一関農業振興地域整備計画案の変更に係る意見について、審議願います。

7番 佐藤想司委員

議 長

議 長

7 番
佐藤 想司 委員

2点ほどお尋ねします。
国が進めている農村RMO計画との兼ね合いを市としてはどのようなになっていますか。

農政推進課
千葉 主査

東稲山麓の世界農業遺産のことですが、私も疑問に思っているところではありますが、東山側の山麓にかなりの面積を占めているが、そこを除外して、世界農業遺産登録を目指していることについてお尋ねします。

RMOに関しましては、RMO自体始まったばかりということで、今後どのように進めていくか、地域の話し合いを進めていないことから、今回の計画には反映しておりません。

議 長
7 番
佐藤 想司 委員

2点目の農業遺産の関係ですが、別途担当係から何かしらのアナウンスさせていただきます。回答については別途させていただきます。

議 長

佐藤委員了解ですか。
了解しました。

議 長

そのほかございませんか。
(なしの声あり)

局 長

次に、農用地利用計画の変更について
事務局の説明を求めます。
議案書の17ページをご覧ください。

次に、本議案に係る令和4年度農用地利用計画の変更の申請ですが、一番上の段、農用地区域からの除外申請が38件、下から三段目、農用地区域への編入申請が36件、その下の段、農用地区域の用途変更申請が8件です。

18ページから20ページをご覧ください。

初めに、農用地区域からの除外申請ですが、
第1号から第17号の17件は、一関地域に係る申請です。
第18号から第24号の7件は、花泉地域に係る申請です。
第25号1件は、大東地域に係る申請です。
第26号から第28号の3件は、東山地域に係る申請です。
第29号1件は、室根地域に係る申請です。
第30号から第36号の7件は、川崎地域に係る申請です。
第37号から第38号の2件は、藤沢地域に係る申請です。

除外理由につきましては、右端の除外理由の欄に記載のとおりで、転用が計画されていることによるものです。

いずれの案件も、農用地区域から除外された後に転用申請が可

能となり、申請があった際は総会でそれぞれ審議することとなります。

21ページから23ページをご覧ください。

次に、農用地区域への編入申請36件です。

第1号から第2号の2件は、一関地域に係る申請です。

第3号から第16号の14件は、花泉地域に係る申請です。

第17号から第18号の2件は、大東地域に係る申請です。

第19号から第21号の3件は、東山地域に係る申請です。

第22号1件は、室根地域に係る申請です。

第23号から第30号の8件は、川崎地域に係る申請です。

第31号から第36号の6件は、藤沢地域に係る申請です。

編入理由につきましては、記載のとおりですが中山間地域等直接支払制度協定農用地に加入するためや土地改良事業施行区域に編入するためなど、農用地区域に適用される制度を利用するためのものです。

なお、編入につきましては、農業委員等による現地確認は省略しておりますのでご了承願います。

24ページをご覧ください。

次に、農用地区域の用途変更申請8件です。

第1号から第8号まで、全て藤沢地域に係る申請で、用途変更理由は全て畑から農業用施設に用途を変更するもので、事業計画者は記載のとおりです。

第1号から第6号までの6件が鶏舎や鶏糞保管庫などの建設、第7号から8号の2件が格納庫、野菜乾燥室などを建設するものであります。

農業用施設用地に用途変更された後に転用申請が可能となり、申請があった際は総会で審議することとなります。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第149号」農用地利用計画の変更について説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

最初に、一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。

一関地域の農振除外現地調査報告をいたします。

17番
松岡 千賀子委員

現地調査日、令和5年6月9日、金曜日、午後1時30分より、
現地調査員、農業委員 山本委員、そして私 松岡と農地利用最適化推進委員 小野寺委員、渡邊委員、事務局職員 千葉主任主

議長

22番

佐藤 多賀幸 委員

事、農政推進課職員 及川主事でございます。

第1号から第17号について別紙現地調査書により、現地確認を行った結果、いずれも周辺農地への影響等はなく、農振除外に問題はないと思われま

以上です。

ありがとうございました。

次に、花泉地域の担当委員の方、報告をお願いします。

花泉地域の農振除外現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和5年6月9日、金曜日、午前9時より、現地調査員、農業委員 私 佐藤と農地利用最適化推進委員千葉委員、磯田委員、支所職員 千葉主任主査、後藤会計年度任用職員でございます。

第18号から第24号について、別紙現地調査書のとおり現地確認及び航空写真等により調査した結果、いずれも計画内容は妥当であり、周辺農地に影響等はなく、農振除外に問題はないと思われま

以上です。

ありがとうございました。

次に、大東地域の担当委員の方、報告をお願いします。

大東地域の農振除外現地調査報告をいたします。

3番

佐藤 喜明 委員

現地調査日、令和5年6月9日、金曜日、午後1時30分より、現地調査員、農業委員 私 佐藤と農地利用最適化推進委員佐々木委員、菅原委員、支所職員 佐藤主事でございます。

第25号について、別紙現地調査書により現地確認を行った結果、周辺農地への影響等はなく、農振除外に問題はないと思われま

以上です。

ありがとうございました。

議長

7番

佐藤 想司 委員

次に、東山地域の担当委員の方、報告をお願いします。

東山地域の農振除外現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和5年6月9日、金曜日、午前9時より、現地調査員、農業委員 私 佐藤と農地利用最適化推進委員千葉委員、渡辺委員、小野委員、支所職員 菊池主事でございます。

第26号から第28号について、別紙現地調査書のとおり現地確認及び航空写真等により調査した結果、いずれも周辺農地への影響等はなく、農振除外に問題はないと思われま

以上です。

議長

12番

藤原 美喜男 委員

ありがとうございました。

次に、室根地域の担当委員の方、報告をお願いします。

室根地域の農振除外現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和5年6月9日、金曜日、午前9時より、現地調査員、農業委員 千葉委員、そして私 藤原 と農地利用最適化推進委員 岩淵委員、支所職員 千葉会計年度任用職員でございます。

第29号について、別紙現地調査書のとおり現地確認及び航空写真等により調査した結果、いずれも周辺農地への影響等はなく、農振除外に問題はないと思われま

以上です。

議長

20番

遠藤 勝幸 委員

ありがとうございました。

次に、川崎地域の担当委員の方、報告をお願いします。

川崎地域の農振除外現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和5年6月9日、金曜日、午前9時より、現地調査員、農業委員 私 遠藤と農地利用最適化推進委員 今野委員、小野寺委員、事務局職員 千葉主任主事、濱主事でございます。

第30号から第36号について、別紙現地調査書のとおり現地確認及び航空写真等により調査した結果、いずれも周辺農地への影響等はなく、農振除外に問題はないと思われま

以上です。

議長

9番

畠山 信吾 委員

ありがとうございました。

次に、藤沢地域の担当委員の方、報告をお願いします。

藤沢地域の農振除外現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和5年6月9日、金曜日、午後1時30分より、現地調査員、農業委員 私 畠山と農地利用最適化推進委員 畠山委員、菅原委員、支所職員 阿部主事でございます。

第37号、第38号について、別紙現地調査書により、現地確認を行った結果、いずれも周辺農地への影響等はなく、農振除外に問題はないと思われま

次に、農振用途変更現地調査報告をいたします。

第1号から第8号について、別紙現地調査書により、現地確認を行った結果、いずれも周辺農地への影響等はなく、農振用途変更の問題はないと思われま

若干の補足説明をします。藤沢地域農業委員が集まって検討会をした時、鶏舎等建設予定地の地域住民の方々に説明等を行って

		いるか確認したところ、支所担当課から地域住民に丁寧な説明会を開いて理解を得られているとの報告を受けました。
		以上です。
議	長	ありがとうございました。
		以上で現地調査の結果報告を終わります。
		審議願います。
議	長	13番 佐藤 和威治委員
13番		今回の農業振興地域整備計画の農用地面積と農地等の利用の最適化の推進に関する指針の農用地面積に違いあるわけですが、どのように捉えればよいのでしょうか。
佐藤 和威治 委員		
議	長	事務局答弁
局 長 補 佐		農業振興地域整備計画の農用地面積は農政担当課が推計した数字であり、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の農用地面積は農林水産省統計部の耕地面積調査の数値を使っております。
		考え方の違いで、数値の違いもあります。
議	長	13番 佐藤委員 了解ですか。
13番		ここで、説明受けたからわかりますが、一般の方々にも出る数字なので、数字の違いの説明をつけておかなければ納得いただけないのではないのでしょうか。
佐藤 和威治 委員		
		これは、意見です。
議	長	そのほかございませんか。
		(なしの声あり)
議	長	審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。
		「議案第 149 号 一関農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を可と決する方は挙手願います。
		(挙手満場)
議	長	挙手満場と認めます。
		よって、「議案第 149 号」を可と決します。
		暫時休憩いたします。
		(午後 2 時33分 休憩)
		(午後 2 時45分 再開)
議	長	再開します。
		「議案第150号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

25 ページをご覧ください。

議案第 150 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否について、議案の内容をご説明いたします。

最初に一関地域に係る申請 8 件です。第 1 号及び第 2 号については、譲渡人が遠方に居住しており耕作管理できない状態にあることから、近隣のそれぞれの譲受人が経営規模拡大を図るため売買により取得するもので、売買金額はそれぞれ記載のとおりとなっております。

第 3 号については、譲渡人が遠方に居住しており耕作管理できない状態にあることから、親戚の譲受人が経営規模拡大のため贈与により取得しようとするものです。

26 ページをご覧ください。

第 4 号については、譲渡人が高齢のため耕作管理できない状態にあることから、近隣の譲受人が経営規模拡大を図るため売買により取得するもので、売買金額は原野を含み記載のとおりとなっております。

第 5 号については、譲渡人が遠方に居住しており耕作管理できない状態にあることから、譲受人が新たに耕作するため売買により取得しようとするもので、売買金額は山林、原野、ため池、居宅等を含み記載のとおりとなっております。なお、譲受人は農家ではありませんが、じゃがいも、ナスの作付け、営農計画書を提出しております。

27 ページをご覧ください。

第 6 号については、5 月総会の議案第 145 号で農地転用事業計画変更申請書の提出があり意見を求めたもので、譲渡人が自己住宅の建築のため、平成 4 年 12 月に第 5 条の転用許可を得ていましたが、資金の確保が難しくなったため、親戚である譲受人が継承者となり、畑地として利用するため計画変更し、6 月 5 日に県の承認を得たものです。今回、譲受人が新たに耕作するため売買により取得しようとするもので、売買金額は原野、山林を含み記載のとおりとなっております。なお、譲受人は農家ではありませんが、じゃがいも、玉ねぎ、里芋、枝豆、エンドウの作付け、営農計画書を提出しております。

第 7 号及び第 8 号については、譲渡人が高齢で労力不足の状態にあることから、知人であるそれぞれの譲受人が新たに耕作するため贈与により取得しようとするものです。なお、それぞれの譲

受人は農家ではありませんが、きゅうり、なす、ごぼう、ほうれん草、長いも、トマトの作付け、営農計画書を提出しております。

28 ページから 29 ページをご覧ください。

次に、大東地域に係る申請 1 件です。

第 9 号については、譲渡人と譲受人は親子の関係にあり、農業後継者である譲受人が使用貸借していた農地を贈与により取得しようとするものです。

29 ページから 30 ページをご覧ください。

次に、千厩地域に係る申請 1 件です。

第 10 号については、貸付人と借受人は親子の関係にあり、貸付人が高齢であることから、農業後継者である借受人と使用貸借の再契約をしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和 15 年 6 月 30 日までの 10 年間となっております。

次に、室根地域に係る申請 1 件です。

第 11 号については、譲渡人が遠方に居住しており耕作管理できない状態にあることから、従姉弟である譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするものです。

31 ページをご覧ください。

次に、川崎地域に係る申請 1 件です。

第 12 号については、譲渡人が遠方に居住しており耕作管理できない状態にあることから、親戚である譲受人が新たに耕作するため売買により取得しようとするもので、売買金額は宅地、建物を含み記載のとおりとなっております。なお、譲受人は農家ではありませんが、枝豆、ナス、じゃがいもの作付け、営農計画書を提出しております。また、遠方に居住していますが、できるだけ帰ってきて耕作を行いたい、と考えております。

次に、藤沢地域に係る申請 1 件です。

第 13 号については、譲渡人が労力不足の状態にあることから、親戚である譲受人が新たに耕作するため、宅地と合わせて売買により取得しようとするもので、売買金額は農地分が記載のとおりとなっております。なお、譲受人は農家ではありませんが、キャベツ、白菜、じゃがいも、きゅうり、ナスの作付け、営農計画書を提出しております。

以上、13 件の申請は、いずれの申請についても農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

以上で、説明を終わります。

<p>議 長</p> <p>17番 松岡 千賀子委員</p>	<p>以上で「議案第150号」の説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連して、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。</p> <p>最初に、一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。</p> <p>一関地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。</p> <p>現地調査日、現地調査員に関しましては農振除外と同じでございますので割愛させていただきます。</p> <p>報告内容、第1号から第8号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま</p>
<p>議 長</p> <p>3番 佐藤 喜明 委員</p>	<p>以上報告します。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>次に、大東地域の担当委員の方、報告をお願いします。</p> <p>大東地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。</p> <p>現地調査日、現地調査員に関しましては農振除外と同じでございますので割愛させていただきます。</p> <p>報告内容、第9号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま</p>
<p>議 長</p> <p>8番 千田 幹雄 委員</p>	<p>以上報告します。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>次に、千厩地域の担当委員の方、報告をお願いします。</p> <p>千厩地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。</p> <p>現地調査日、令和5年6月9日、金曜日、午前9時30分より、現地調査員、農業委員 私 千田と農地利用最適化推進委員 渡邊委員、遠藤委員、支所職員 小山主任主査で行いました。</p> <p>報告内容、第10号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま</p>
<p>議 長</p> <p>12番 藤原 美喜男 委員</p>	<p>以上報告します。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>次に、室根地域の担当委員の方、報告をお願いします。</p> <p>室根地域の農地法第3条現地調査の報告をいたします。</p> <p>現地調査日、現地調査員に関しましては農振除外と同じござ</p>

議 長
20番
遠藤 勝幸 委員

いますので割愛させていただきます。

報告内容、第11号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

以上報告します。

ありがとうございました。

次に、川崎地域の担当委員の方、報告をお願いします。

川崎地域の農地法第3条現地調査の報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては農振除外と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、第12号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

以上報告します。

ありがとうございました。

次に、藤沢地域の担当委員の方、報告をお願いします。

藤沢地域の農地法第3条現地調査の報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては農振除外と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、第13号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

以上報告します。

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

ございませんか。

(なしの声あり)

議 長
議 長

なければ、審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第150号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

議 長

よって、「議案第150号」を可と決めます。

局 長 補 佐

次に、「議案第151号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

32ページをお開き願います。

議案第151号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法第4条第1項の規定により許可申請書の提出があったので、可否について、意見を求めるものです。

本議案に係る申請は、一関地域の1件です。

第1号は、申請人が自己及び来客用駐車場を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域に存在する農地であるため、第3種農地と判断しました。

以上、1件につきましては、農地転用許可基準から、転用することはやむを得ないと判断されるものです。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第151号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

17番

松岡 千賀子委員

一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。

一関地域の農地法第4条現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては農振除外と同じでございますので割愛させていただきます。

別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第1号、申請地は、一関ICから東に約390mの位置にあり、周囲は北側が宅地及び雑種地、西側が宅地及び畑、東側が雑種地、南側が田となっている。

申請人が駐車場及び通路を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

ございませんか。

議	長	(なしの声あり) 審議を打切り、採決してよいとお諮りいたします。
議	長	(異議なしの声あり) 異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。 「議案第151号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。
議	長	(挙手満場) 挙手満場と認めます。 よって、「議案第151号」を許可相当と決します。
議	長	次に、「議案第152号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
局 長 補 佐		33 ページをお開き願います 議案第 152 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、内容をご説明いたします。 次のとおり、農地法第 5 条第 1 項の規定により許可申請書の提出があったので、可否について、意見を求めるものです。 最初に、一関地域に係る申請 7 件です。 第 1 号は、譲受人が宅地分譲地 1 区画を整備するため転用申請するものです。 農地区分は、都市計画区域内の第一種中高層住居専用地域に存在する農地であるため、第 3 種農地と判断しました。 第 2 号は、借受人が工事用作業ヤードとして利用するため一時転用申請するものです。 農地区分は、第 2 種農地と判断しました。 第 3 号は、借受人が発生土処理場として利用するため一時転用申請するものです 農地区分は、農振農用地ですが、3 年以内の一時転用は認められています。 34 ページをお開き願います。 第 4 号から 35 ページの第 7 号までの 4 件は、関連がありますので一括して説明いたします。 土地利用状況図の 10 ページをご覧ください。 図面の中央部上段に、113-4 から 113-6 までの 3 筆の宅地が並んでいます。 ここに住宅を建てた際、敷地が手狭だったため 113-9、113-12、113-13 を駐車場や物置の敷地とし、113-1 を道路として利用

してしまっただけです。農地法の手続きを知らず、無許可で利用していたもので、追認案件です。

農地区分は、都市計画区域内の第一種住居地域に存在する農地であるため、第3種農地と判断しました。

議案書 35 ページをお開き願います。

次に、花泉地域に係る申請 4 件です。

第 8 号は、譲受人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、第 1 種農地と判断しましたが、地域農業の振興に資する施設として、集落に接続して設置されるため、不許可の例外規定に該当すると考えられます。

第 9 号は、譲受人が太陽光発電設備を設置するため転用申請するものです。

農地区分は、第 2 種農地と判断しました。

36 ページをお開き願います。

第 10 号は、譲受人が太陽光発電設備を設置するため転用申請するものです。

農地区分は、第 2 種農地と判断しました。

第 11 号は、譲受人が太陽光発電設備を設置するため転用申請するものです。

農地区分は、第 2 種農地と判断しました。

次に大東地域に係る申請 2 件です。

第 12 号及び 37 ページの第 13 号は同一事業で、譲受人が太陽光発電設備を設置するため転用申請するものです。

農地区分は、第 2 種農地と判断しました。

次に、千厩地域に係る申請 2 件です。

第 14 号は、借受人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、第 2 種農地と判断しました。

第 15 号は、譲受人が太陽光発電設備を設置するため転用申請するものです。

農地区分は、第 2 種農地と判断しました。

38 ページをお開き願います。

次に、室根地域に係る申請 1 件です。

第 16 号は、借受人が残土仮置場及び資材置場として利用するため一時転用申請するものです。農地区分は、農振農用地ですが、3 年以内の一時転用は認められています。

議 長
17番
松岡 千賀子委員

次に、川崎地域に係る申請2件です。
第17号は、譲受人が太陽光発電設備を設置するため転用申請するものです。
農地区分は、第2種農地と判断しました。
第18号は、譲受人が太陽光発電設備を設置するため転用申請するものです。
農地区分は、第2種農地と判断しました。
39ページをお開き願います。
次に、藤沢地域に係る申請1件です
第19号は、譲受人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。
農地区分は、第2種農地と判断しました。
なお、各申請の権利の種別や金額は記載のとおりです。
以上、19件につきましては、農地転用許可基準から、転用することはやむを得ないと判断されるものです。
以上で説明を終わります。
以上で「議案第152号」の説明を終わります。
「議案第152号」の説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。
最初に、一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。
一関地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。
現地調査日、現地調査員に関しましては農振除外と同じでございますので割愛させていただきます。
報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。
第1号 申請地は、一関市役所から南西に約1.1kmの位置にあり、周囲は北側が公衆用道路、西側が市道、東側及び南側が道となっている。
申請人が宅地分譲地を整備する計画であり、排水は公共下水道への接続を予定していることから、周辺農地に影響はない。
第2号 申請地は、JR一ノ関駅から南に約3.8kmの位置にあり、周囲は北側及び東側が原野、南側が原野及び田、西側が原野となっている。
申請人が工事に伴う作業ヤードとして一時転用する計画であり、排水は雨水のみで、事業完了後は速やかに農地へ復旧することから、周辺の農地に影響はない。
第3号 申請地は、JR真滝駅から南に約2.4kmの位置にあ

り、周囲は北側及び南側が原野、東側及び西側が原野及び山林となっている。

申請人が工事に伴う発生土処理場として一時転用する計画であり、排水は雨水のみで、事業完了後は速やかに農地へ復旧することから、周辺農地に影響はない。

第4号 申請地は、JR一ノ関駅から北東に約900mの位置にあり、周囲は北側が公衆用道路、東側は宅地、南側が雑種地、西側が畑及び宅地となっている。

申請人がすでに公衆用道路として利用しており、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

第5号 申請地は、JR一ノ関駅から北東に約900mの位置にあり、周囲は北側が宅地、西側及び南側は畑、東側が公衆用道路となっている。

申請人がすでに車庫兼物置を建築しており、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

第6号 申請地は、JR一ノ関駅から北東に約900mの位置にあり、周囲は北側及び西側が畑、東側が公衆用道路、南側が宅地となっている。

申請人がすでに車庫を建築しており、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

第7号 申請地は、JR一ノ関駅から北東に約900mの位置にあり、周囲は北側が宅地、東側が公衆用道路、南側及び西側が畑となっている。

申請人がすでに車庫兼物置を建築しており、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

以上です。

ありがとうございました。

次に、花泉地域の担当委員の方、報告をお願いします。

花泉地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては農振除外と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第8号 申請地は、JR油島駅から北西に約2.0kmの位置にあり、周囲は北側が宅地、東側が農地、南側が市道、西側が宅地となっている。

申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併処理浄化

議 長
22番
佐藤 多賀幸 委員

槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はない。

第9号 申請地は、JR油島駅から南東に約4.6kmの位置にあり、周囲は北側が山林、東側及び南側が宅地、西側が農地となっている。

申請人が太陽光発電設備を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

第10号 申請地は、JR油島駅から南東に約5.0kmの位置にあり、周囲は北側及び東側が宅地、南側が原野、西側が山林となっている。

申請人が太陽光発電設備を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

第11号 申請地は、JR清水原駅から北東に約2.4kmの位置にあり、周囲は北側が農地、東側が原野、南側が山林、西側が市道となっている。

申請人が太陽光発電設備を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

以上です。

ありがとうございました。

次に、大東地域の担当委員の方、報告をお願いします。

大東地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては農振除外と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第12・13号 申請地は、JR摺沢駅から西に約350mの位置にあり、周囲は北側が市道、西側が道、南側が農地、東側が井溝となっている。

申請人が太陽光発電設備を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

以上です。

ありがとうございました。

次に、千厩地域の担当委員の方、報告をお願いします。

千厩地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

議 長

3番
佐藤 喜明 委員

議 長

8番
千田 幹雄 委員

議 長
12番
藤原 美喜男 委員

第14号 申請地は、J R小梨駅から南東約1.8 kmに位置し、周囲は西側及び南側が農地、東側が道、北側が宅地となっている。

申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併処理浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はない。

第 15 号 申請地は、J R小梨駅から北に約 3.1 kmの位置にあり、周囲は北側が宅地、東側が農地及び雑種地、西側及び南側が道となっている。

申請人が太陽光発電設備を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

以上です。

ありがとうございました。

次に、室根地域の担当委員の方、報告をお願いします。

室根地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては農振除外と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第 16 号 申請地は、J R折壁駅から北東に約 3.1 kmの位置にあり、周囲は南側が山林、西側が山林及び農地、北側が農地、東側が県道となっている。

申請人が行う公共工事に伴う残土仮置場、資材置場等として一時転用による計画であり、排水は雨水のみで事業完了後は速やかに農地へ復旧することから、周辺農地に影響はない。

なお、本工事は県発注一般県道折壁大原線大平橋橋梁掛替工事でございます。

以上です。

ありがとうございました。

次に、川崎地域の担当委員の方、報告をお願いします。

川崎地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては農振除外と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第17号 申請地は、一関市役所川崎支所から東に約3.1Kmの位置にあり、周囲は北側が市道、東、南及び西側は農地となっている。

申請人が太陽光発電設備を整備する計画であり、排水は雨水の

議 長
20番
遠藤 勝幸 委員

議 長

9番

畠山 信吾 委員

みであることから、周辺農地に影響はない。

第18号 申請地は、一関市役所川崎支所から北東に約2.6Kmの位置にあり、周囲は北、南及び西側が市道、東側が農地となっている。

申請人が太陽光発電設備を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

以上です。

ありがとうございました。

次に、藤沢地域の担当委員の方、報告をお願いします。

藤沢地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては農振除外と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第19号 申請地は、藤沢支所から北東に約2.4kmの位置にあり、周囲は北側が道、東側は宅地、南側は雑種地、西側は市道となっている。

申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併処理浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はない。

以上です。

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

ございませんか。

議 長

議 長

16番

及川 治雄 委員

16番 及川 治雄 委員

川崎地域の5条第17号についてお聞きします。

隣接が公衆用道路となっており、太陽光発電設備の整備となっておりますが、転用箇所勾配が判らないですが、雨水の現況はどの様になっているかお聞きします。

議 長

20番

遠藤 勝幸 委員

20番 遠藤 勝幸 委員

川崎地域は急傾斜で勾配がきつい地域であるが、第17号は緩傾斜となっております。

雨水で災害が発生する場所でないことを現地確認しています。

再確認のためお聞きします。

16番

及川 治雄 委員

花泉地域で太陽光発電を設置した箇所で、山が急傾斜で雑木等を伐採し雨が降ったとき泥水が流れて水道管が露出してしまった。下のほうには排水路もなく道路まで泥水が流れてきた経緯が

		<p>ありました。草が生育して、道路に排水路があれば何も問題がない。</p> <p>傾斜地の雨水の排水など十分注意して現地調査を行っていただきたい。</p>
議	長	<p>あとございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議	長	<p>審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。</p> <p>「議案第152号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。</p> <p>(挙手満場)</p>
議	長	<p>挙手満場と認めます。</p> <p>よって、「議案第152号」を許可相当と決します。</p>
議	長	<p>次に、「議案第153号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
局長補佐		<p>40ページをお開き願います。</p> <p>議案第153号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について、内容をご説明いたします。</p> <p>次のとおり、農地転用事業計画変更申請書の提出があったので、意見を求めるものです。</p> <p>本議案に係る申請は、藤沢地域の1件です。</p> <p>第1号は、転用事業者が土砂採取のための仮設道路及び運搬車両待機スペースとして利用するため、令和5年7月25日までの一時転用許可を受けていましたが、納入先である気仙沼地区の東日本大震災復興工事の追加注文により、令和6年7月25日まで転用期間を延長するものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議	長	<p>以上で、「議案第153号」の説明を終わります。</p> <p>審議願います。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議	長	<p>ないようですので、審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。</p> <p>「議案第153号 農地転用事業計画変更申請に対する意見につい</p>

議長
議長
局長補佐

て」を許可相当と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

挙手満場と認めます。

よって、「議案第153号」を許可相当と決します。

次に、「議案第154号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

41 ページをお開き願います。

議案第 154 号 一関市農用地利用集積計画の決定について、内容をご説明いたします。

一関市農用地利用集積計画について、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき議決を求めるものです。

42 ページをお開き願います。

本議案に係る申請は、貸借権設定が 7 件、所有権移転が 2 件、農地中間管理機構との貸借で個別案件一括方式が 25 件、集団案件一括方式が 2 件です。

最初に貸借権設定です。

第 1 号から第 3 号までの 3 件は、一関地域に係る申請です。

43 ページをお開き願います。

第 4 号から 44 ページの第 7 号までの 4 件は、花泉地域に係る申請です。

45 ページをお開き願います。

次に、所有権移転です。

第 1 号は、一関地域に係る申請です。

第 2 号は、花泉地域に係る申請です。

47 ページをお開き願います。

次に、農地中間管理機構との貸借で個別案件一括方式です。

第 1 号から 52 ページの第 8 号までの 8 件は、一関地域に係る申請です。

53 ページをお開き願います。

第 9 号から 55 ページの第 15 号までの 7 件は、花泉地域に係る申請です。

第 16 号から 56 ページ第 20 号までの 5 件は、大東地域に係る申請です。

57 ページをお開き願います。

第 21 号から第 23 号までの 3 件は、東山地域に係る申請です。

58 ページをお開き願います。

		<p>第 24 号から第 25 号までの 2 件は、藤沢地域に係る申請です。 59 ページをお開き願います。次に、農地中間管理機構との貸借 で集団案件一括方式です。</p> <p>第 1 号から第 2 号までの 2 件は、藤沢地域に係る申請です。 以上、各申請の詳細については記載のとおりです。</p> <p>また、計画の内容は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本 的な構想に適合しているものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議	長	<p>以上で、「議案第 154 号」の説明を終わります。</p> <p>なお、〔農地中間管理事業関係（個別案件 一括方式）〕 第 21 号、第 22 号、第 23 号について、佐藤 想司 委員が農業委員会 等に関する法律第 31 条第 1 項による議事参与の制限に該当いた しますので、これを除き審議願います。</p> <p style="text-align: center;">（なしの声あり）</p>
議	長	<p>審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p style="text-align: center;">（異議なしの声あり）</p>
議	長	<p>異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。</p> <p>「議案第 154 号 一関市農用地利用集積計画の決定について」 を〔農地中間管理事業関係（個別案件 一括方式）〕 第 21 号、第 22 号、第 23 号を除き可と決する方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">（挙手満場）</p>
議	長	<p>挙手満場と認めます。</p> <p>よって「議案第 154 号 一関市農用地利用集積計画の決定につ いて」を〔農地中間管理事業関係（個別案件 一括方式）〕 第 21 号、第 22 号、第 23 号を除き可と決します。</p>
議	長	<p>次に、「議案第 154 号」〔農地中間管理事業関係（個別案件 一 括方式）〕 第 21 号、第 22 号、第 23 号について審議いたしま す。</p> <p>佐藤 想司 委員は退室願います。</p> <p style="text-align: center;">（午後 3 時 33 分 退室）</p>
議	長	<p>審議願います。</p> <p style="text-align: center;">（なしの声あり）</p>
議	長	<p>審議を打ち切り採決してよいかお諮りいたします。</p> <p style="text-align: center;">（異議なしの声あり）</p>
議	長	<p>異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。</p> <p>「議案第 154 号」〔農地中間管理事業関係（個別案件 一括方 式）〕 第 21 号、第 22 号、第 23 号について、可と決する方は挙</p>

手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第 154 号」[農地中間管理事業関係（個別案件一括方式）] 第 21 号、第 22 号、第 23 号を可と決めます。

佐藤 想司 委員は入室願います。

(午後 3 時 34 分 入室)

議 長

佐藤 想司 委員に申し上げます。

「議案第 154 号」[農地中間管理事業関係（個別案件 一括方式）] 第 21 号、第 22 号、第 23 号は可と決しました。

議 長

次に、「議案第 155 号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局 長 補 佐

60ページをお開き願います。

議案第 155 号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について、内容をご説明いたします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、農地中間管理機構に対し、別紙案による農用地利用集積等促進計画策定を要請することについて議決を求めるものです。

61ページをお開き願います。

本議案に係る申請は、貸借の移転が 19 件です。

第 1 号から 66 ページ第 19 号までの 19 件は、一関地域に係る申請です。

申請の内容については記載のとおりです。また、受け手の判断要件となる「地域との調和要件」につきましては、書類等確認の結果十分満たしております。以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第 155 号」の説明を終わります。

審議願います。

ございませんか。

(なしの声あり)

議 長

ないようですので、審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第 155 号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって「議案第 155 号」を可と決めます。

議 長

次に、「議案第156号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局 長 補 佐

67ページをお開き願います。

議案第156号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法の適用外証明願の提出があったので、可否についての決定を求めるものです。

本議案に係る申請は、藤沢地域の1件です。

農地以外となってから20年以上が経過しており、農地として復旧することが困難となっていることから、農地性は失われております。

以上で、説明を終わります。

議 長

以上で「議案第156号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

藤沢地域の担当委員の方、報告をお願いします。

9 番

藤沢地域の農地法適用外現地調査報告をいたします。

畠山 信吾 委員

現地調査日、現地調査員に関しましては農振除外と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第1号 申請地は、藤沢支所から北東に約 2.4 kmの位置にあり、周囲は北側が畑、東側は宅地、南側は畑、西側は市道となっている。

昭和 51 年頃から自宅への進入路として利用しており、既に農地性は失われている。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

ないようですので、審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議	長	<p>異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。</p> <p>「議案第156号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(挙手満場)</p>
議	長	<p>挙手満場と認めます。</p>
議	長	<p>よって、「議案第156号」を可と決します。</p>
議	長	<p>次に、「議案第157号 一関市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改正について」を議題といたします。</p>
局	長	<p>事務局の説明を求めます。</p> <p>68 ページをご覧ください。</p> <p>一関市農業委員会「農地の利用の最適化の推進に関する指針」の改訂を別紙のとおり決定することの議決を求めるものです。</p> <p>新制度の農業委員会では、農地等の利用の最適化の推進が最重要必須事務として位置付けられており、農業委員会等に関する法律の第7条にはその活動を行うために、その指針を定めなければならないとされております。</p> <p>本指針は、委員の改選の時期に合わせて見直しを行い公表しており、令和3年11月25日に改正しておりましたが、今般、令和5年4月1日施行の農業委員会等に関する法律の改正や人・農地プランに代わり地域計画などを定めた農業経営基盤強化促進法等の改正に伴い、今回の改正は、指針の文言や目標数値について見直しを行うものであり、全国農業会議で作成した指針の参考例を基に修正したものを、先ほど委員長報告ありましたとおり、農政専門委員会で協議いただき、更に修正したものであります。</p> <p>修正箇所は朱書きで示しており、主な修正内容を順番にご説明いたします。</p> <p>第1、基本的な考え方について、中段の朱書き部分になりますが、担い手への農地利用の集積・集約化に関し、地域計画に基づいて、中間管理事業を活用した利用調整に取り組む必要があることを明記しております。</p> <p>また、その下の朱書き部分、目標の達成状況に対する評価方法等について、この指針は12年度を目標年度とし、単年度の具体的な活動については、令和4年2月の農林水産省経営局長通知及び経営局農地政策課長通知に基づいて行うこととしたもので、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農林水産省による通知も改正されたため、最新の通知を参照するよう通知の日付や名称等を</p>

修正しております。

2ページをお開き願います。

第2では、それぞれの項目で(3)として評価方法追加し具体的な評価方法を記載しており、3ページ上段、4ページ2段落目、5ページ上段の部分にそれぞれ追加しております。

遊休農地の発生防止・解消については、評価方法以外の修正として、中段より下の朱書き部分、従来、農地パトロールの中で行ってきた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動について、適宜実施すると記載していたものを日常的に実施するに修正。

農地情報公開システムは農業委員会サポートシステムに名称が変わったことに伴い修正

③非農地判断については、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査、B分類、荒廃農地の荒廃の部分削除し、再生利用が困難と区分された農地は現況に応じて速やかに非農地判断を行うことと修正しております。

2ページ上段の(1)遊休農地の解消目標の表の下の※印の朱書き部分については、農政専門委員会で指摘があり、3ページの(1)担い手への農地利用集積目標の表の下の※印の記載内容に合わせました。

3ページをお開き願います。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化については、4ページの(3)の評価方法以外の修正としては、

(1)担い手への農地利用集積目標数値が記載している欄の下、目標設定の考え方ですが、市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の目標最終年が令和7年度から12年度に変更となったことに伴い、目標の最終年を併せて修正しております。

(2)担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法では、①人・農地プランを地域計画に修正しております。

また、その下の①の後段では、地域計画の作成と見直しに主体的に取り組むとしておりましたが、農政専門委員会で農業委員会の役割は目標地図の素案の作成であり、地域計画の作成は市で行うのではないかとご指摘があり、県農業会議にも確認した上で、市と連携して取り組むと修正しております。

4ページをお開き願います。

④農地の所有者等を確知することができない農地の取扱いについて、都道府県知事の裁定で、の部分、農地中間管理機構を通

じて、に制度に合わせ修正しております。

3. 新規参入の促進については、5 ページの評価方法以外の修正として、(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法の②新規就農イベント等への参加について、市、農協等と連携し、農業委員や推進委員が の部分と、新規就農希望者の を追加し、一番下の段、の括弧書き法人を含むから個人、法人に修正しております。

5 ページをお開き願います。

第3 として地域計画の目標を達成するための役割を追加し、一関市農業委員会の担う役割を具体的に示しております。

なお、各項目の目標数値については、佐藤局長補佐からご説明いたします。

局長補佐

私の方から、数値目標の考え方について説明申し上げます。

1、(1)遊休農地の解消目標

最適化活動の目標の設定においては、令和3年度末の遊休農地を5年以内に解消し、その後の新規発生分を1年以内に解消することが求められています。令和5年4月現在の遊休農地面積が22haであり、今後については、解消分と新規発生分を相殺して毎年1ha程度の減少を目標とするものです。

それから、農地面積につきましては、佐藤委員よりご指摘がありましたとおり、農振の面積とはあわないものではございます。

最適化活動の目標設定については、農林水産省の統計数値を使うようにと指示であります。全国同じ基準で農業委員会の活動を判断するためと推察しております。

2、(1)担い手への農地利用集積目標

令和5年4月現在の集積面積は、9,962haです。

最適化活動の目標の設定においては、今後3年間の集積目標を令和5年度、85ha、令和6年度・令和7年度各90haと設定しております。

その後につきましては、市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想と整合させるため、目標の終期である令和12年4月に集積率85%を達成することを目標に掲げるものです。

3、(1)新規参入の促進目標

令和5年4月現在の新規参入者数は、過去3年の累計で、37経営体となっています。

今後については、毎年10経営体の新規参入を見込むものです。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で「議案第157号」の説明を終わります。
審議願います。
(なしの声あり)

議 長 ないようですので、審議を打切り、採決してよいかお諮りいた
します。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。
「議案第157号 一関市農業委員会「農地等の利用の最適化の
推進に関する指針」の改正について」を可と決する方は挙手願
います。
(挙手満場)

議 長 挙手満場と認めます。
よって「議案第157号」を可と決します。

議 長 以上で議案審議が終了いたしました。
第22回一関市農業委員会総会を閉会といたします。
ご苦労さまでした。

(午後 3 時52分閉会)

以上 議事録の記載に相違ないことを証するため、ここに署名捺印をする。

議 長

署名委員

署名委員